

運営委員会運営規程

〔平成23年10月3日
規程第38号〕

改正 平成30年3月28日規程第13号

改正 令和6年12月5日規程第4号

(総則)

第1条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「法」という。）第3章に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営については、同章に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(委員長)

第2条 運営委員会に委員長1人を置き、委員長は学識経験を有する運営委員のうちから、運営委員（以下「委員」という。）の互選により選任する。

2 委員長は、運営委員会の会議の議長となり議事を整理する。

3 運営委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。

(招集)

第3条 運営委員会の会議は、法第11条第2項及び第3項に規定する事項について審議を行う必要があるときに委員長が招集する。

(議事)

第4条 運営委員会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、事業主を代表する委員及び学識経験を有する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

4 Web会議システムを利用する方法による会議への出席は、第1項及び第2項に規定する会議への出席に含めるものとする。

(代理)

第5条 委員は、委員長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。

ただし、代理者は、前条第1項及び第2項の規定の適用については、欠席したのものとして取り扱う。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、企画部計画・評価課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年10月3日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月28日規程第13号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年12月5日規程第4号)

この規程は、令和6年12月5日から施行する。

運営委員会運営規程新旧対照表

新	旧
<p>(総則)</p> <p>第1条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「法」という。）第3章に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営については、同章に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第2条 運営委員会に委員長1人を置き、委員長は<u>学識経験を有する運営委員のうちから、運営委員（以下「委員」という。）</u>の互選により選任する。</p> <p>2 委員長は、運営委員会<u>の会議</u>の議長となり議事を整理する。</p> <p>3 運営委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。</p> <p><u>(招集)</u></p> <p>第3条 運営委員会<u>の会議</u>は、法第11条第2項及び第3項に規定する事項について審議を行う必要があるときに<u>委員長</u>が招集する。</p> <p><u>(議事)</u></p> <p>第4条 <u>運営委員会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、事業主を代表する委員及び学識経験を有する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。</u></p> <p><u>2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u></p> <p><u>3 委員は、委員長が必要があると認めるときは、Web会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）</u>を利用する方法によって会議に出席</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号。以下「法」という。）第3章に規定する運営委員会（以下「運営委員会」という。）の運営については、同章に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第2条 運営委員会に委員長1人を置き、委員長は運営委員の互選により選任する。</p> <p>2 委員長は、運営委員会の議長となり議事を整理する。</p> <p>3 運営委員会は、あらかじめ<u>運営委員</u>のうちから、委員長に事故がある場合にその職務を代理する者を定めておかなければならない。</p> <p><u>(議事)</u></p> <p>第3条 運営委員会は、法第11条第2項及び第3項に規定する事項について審議を行う必要があるときに<u>理事長</u>が招集する。</p>

することができる。

4 Web会議システムを利用する方法による会議への出席は、第1項及び第2項に規定する会議への出席に含めるものとする。

(代理)

第5条 委員は、委員長の許可を受けて、代理者を出席させることができる。

ただし、代理者は、前条第1項及び第2項の規定の適用については、欠席したものと取り扱う。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、企画部計画・評価課において行う。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年10月3日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月28日規程第13号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年 月 日規程第 号)

この規程は、令和6年 月 日から施行する。

(庶務)

第4条 運営委員会の庶務は、企画部計画・評価課において行う。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は委員長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成23年10月3日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月28日規程第13号)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。